

資 料 編

資料1 自然公園等施設の整備状況

(1) 国立・国定公園

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和46	大山隠岐国立公園	大山寺駐車場舗装整備	大山町	面積 11,160 m ²	20,000
		バス発着所舗装整備	〃	収容能力 206台 1,455 m ²	1,700
	山陰海岸国立公園	城原園路整備	岩美町	安全柵 L = 633m	5,000
		鳥取砂丘清掃施設整備	鳥取市	廃却炉1、空缶圧縮機1、 ガフス粉碎機1、ゴミカコ28 収容棟(9.8 m ²)1棟	2,415
	砂丘道路チューリップ植栽	福部村	植栽延長 1,135m チューリップ球根 57,200球	572	
	氷ノ山・後山・那岐山国定公園	雨滝園地整備	国府町	面積 1,018 m ²	2,000
	小計				31,687
47	大山隠岐国立公園	大山頂上歩道整備	大山町	延長 1,821m 柵延長 1,712m 制札 43本	2,200
		清掃施設整備	溝口町	ごみ焼却炉、空缶圧縮機、カフス粉碎機	3,000
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘道路整備	福部村	アスファルト舗装 L = 648.6m W = 7.0m	29,200
		鳥取砂丘道路補償工事	〃	バス停1 国道拡巾 L = 18.8m W = 3.0m~0m 歩道 L = 188m W = 3.0m~1.5m	6,700
	氷ノ山・後山・那岐山国定公園	雨滝歩道整備	国府町	L = 1,852.5m W = 1.5m	3,400
	小計				44,500
48	大山隠岐国立公園	大平原清掃施設整備	江府町	ごみ焼却炉、機械収納棟 電気設備一式	3,000
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘駐車場整備	福部村	面積 6,591 m ²	14,600
		鳥取砂丘道路整備	鳥取市	アスファルト舗装 L = 460m W = 7.0m	25,200
			〃	アスファルト舗装 L = 340m W = 7.0m	18,200
	氷ノ山・後山・那岐山国定公園	芦津園地整備	智頭町	園地 L = 2,500m W = 1.5m 駐車場面積 1,000 m ² 砂利敷 公衆便所 18.6 m ²	11,800

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和48	小計				72,800千円
49	大山隠岐国立公園	大山自然科学館整備	大山町	RC二階建 延へ394.1m ²	50,600
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘排水処理施設整備	鳥取市 福部村	排水管 HP ϕ 200% L=1,500m LP ϕ 150% L=1,100m ϕ 200% L=650m 圧送ポンプ 3か所 沈殿池、電設設備汚泥槽	102,250
	比婆道後帝釈国立公園	船通山歩道整備	日南町	L=1,170m W=10~15m 簡易施設 (指導標10基、案内板2基)	3,000
	小計				155,850
50	大山隠岐国立公園	鍵掛峠園地整備	江府町	公衆便所 RC 27m ² 駐車場 528m ² 給排水工事一式	10,000
	氷ノ山・後山・那岐山国立公園	氷ノ山野営場整備	若桜町	野営場 9,000m ² 300人収容 取合車道 L=506m W=3.0m 炊事場 22.8m ² 2棟 便所 18.6m ² 2棟 給水施設、電気工事一式	28,000
	小計				38,000
51	大山隠岐国立公園	大山自然科学館展示整備	大山町	動植物、地形、地質コーナー整備	8,000
	山陰海岸国立公園	浦富駐車場整備	岩美町	駐車場舗装 2,299m ²	7,800
		鳥取砂丘道路整備	福部村	ロックネット 655m ² 砂防柵 L=182m H=95cm	5,000
	氷ノ山・後山・那岐山国立公園	氷ノ山野営場整備	若桜町	サイト造園 4,032m ² 歩道 L=260m W=1.5m 取付車道 L=198m W=3.0m	29,000
小計				49,800	
52	大山隠岐国立公園	大山自然科学館展示整備	大山町	動植物、地形、地質コーナー整備	11,000
	小計				11,000
53	大山隠岐国立公園	禎原駐車場 大山自然科学館展示整備	大山町 "	駐車場造成 人文コーナー整備	24,000 10,000
	小計				34,000

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 54	大山隠岐国立公園	大平原園地整備	江府町	駐車場舗装(アスファルト) 2,500m ²	10,000
		槇原園地整備 一向平野営場整備	大山町 東伯町	芝生広場造成 11,506m ² アトサイト整備 2,146m ² 炊事場 36.1m ² 1棟 公衆便所 33.3m ² 1棟 給水施設 1式	20,000 12,000
	小計				42,000
55	山陰海岸国立公園	山陰海岸自然科学館整備	岩美町	RC造平屋建 393.6m ² 展示 1式	80,000
	氷ノ山・後山・那岐山 国定公園	氷ノ山野営場整備	若桜町	管理車道舗装 W=3.0m L=705m	14,000
	小計				94,000
56	山陰海岸国立公園	山陰海岸自然科学館整備	岩美町	駐車場 AS舗装 1,358m ² サイト造園 896m ² 汚水浄化施設 1式 空調施設 1式 展示 1式	59,245
	山陰海岸国立公園	羽尾岬歩道整備	岩美町	歩道 L=1,310m W=1.5m	10,000
	大山隠岐国立公園	一向平野営場整備	東伯町	駐車場 1,050m ² 管理棟 木造 48.7m ²	14,800
	小計				84,045
57	山陰海岸国立公園	羽尾岬歩道整備	岩美町	歩道改良 L=1,894m W=0.8~1.5m 休憩所 キ木造 1.8m ²	9,400
	山陰海岸国立公園	浦富網代歩道整備	岩美町	歩道新設 L=305m W=1.5m 安全施設 L=320m 標識区間 L=1.4Km	15,000
	大山隠岐国立公園	大山寺駐車場整備	大山町	取付道拡張 L=195m W=8.0m 駐車場拡張 AS舗装 909m ²	20,600
	大山隠岐国立公園	大山周廻歩道整備	大山町	歩道改良 L=266m W=1.5m 木道 L=115m W=0.5m 柵 L=410m	27,400
	小計				72,400
58	山陰海岸国立公園	浦富網代歩道整備	岩美町	休憩所 RC造 A=14m ² 探勝歩道改良 W=1.5m L=1,080m 防護柵等 1式 L=330m	13,800

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 58	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘駐車場整備	福部村	駐車場アスファルト舗装 A = 4 924 m ² 歩道 L = 377 m W = 2.0 ~ 3.0 m	38,000 千円
	大山隠岐国立公園	元谷避難小屋新築	大山町	避難小屋 木造 59.61 m ²	16,000
	小計				67,800
59	大山隠岐国立公園	大山寺駐車場整備	大山町	駐車場造成舗装 A = 665 m ² サイト造園 A = 3,486 m ² 探勝歩道新設舗装 W = 2.0 m L = 65.60 m W = 1.5 m L = 66.45 m	26,000
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘(多鯉ヶ池)歩道整備	鳥取市	探勝歩道改良舗装 L = 1,289 m W = 2.0 m	12,000
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘駐車場整備(公衆便所新築)	福部村	公衆便所 RC造水洗 A = 25.74 m ² 浄化槽一式	11,600
	氷ノ山・後山 那岐山 国定公園	那岐山登山道整備	智頭町	登山道新設 W = 1.5 m L = 816 m 登山道改良 W = 1.0 ~ 1.5 m L = 1,589 m 避難小屋 木造 A = 17.6 m ²	10,800
	小計				60,400
60	大山隠岐国立公園	大山頂上避難小屋整備	大山町	避難小屋 鉄骨造 平屋建 A = 100 m ²	52,000
	大山隠岐国立公園	大山登山道線歩道整備	大山町	木道新設 L = 105 m W = 0.5 ~ 1.0 m	10,000
	大山隠岐国立公園	※大山寺野営場休憩所整備	大山町	休憩所 鉄筋コンクリート造及び一部木造 2階建 延床面積 253.92 m ²	38,000
	小計	※(財)日本宝くじ協会助成事業			100,000
61	大山隠岐国立公園	楨原駐車場整備	大山町	駐車場改良舗装 A = 11,433 m ² 公衆便所 RC造 汲取式 A = 21.98 m ²	38,200
	大山隠岐国立公園	大山寺駐車場公衆便所新築	大山町	公衆便所 RC造 汲取式 A = 50.47 m ²	11,800
	氷ノ山 後山 那岐山 国定公園	那岐山登山線歩道整備	智頭町	歩道新設 L = 2,035.5 m W = 1.5 m	10,000

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和61	小計				60,000 ^{千円}
62	大山隠岐国立公園	大山登山道線・行者谷線歩道整備	大山町	木道新設 L = 228m W = 1.0m 歩道新設 L = 736m W = 1.5m	29,200
	山陰海岸国立公園	城原園地駐車場整備	岩美町	駐車場造成舗装 A = 1,284m ² 公衆便所 RC造汲取式 A = 12m ²	18,800
	山陰海岸国立公園	※山陰海岸自然科学館整備	岩美町	マルチ映像ホール増設 RC造 108m ² マルチスライドシステム等 一式	55,000
	氷ノ山・後山・那岐山国立公園	佐治川ダム園地整備	佐治村	探勝歩道 L = 220m W = 1.5m サイト造園 A = 1,500m ² 休憩所 木造 A = 16m ²	10,000
	小計	※(財)日本宝くじ協会助成事業			113,000
63	大山隠岐国立公園	大山駐車場整備	大山町	屋内駐車場(第1期) 鉄骨造2階3層 A = 6,559m ² 281台収容	324,010
	山陰海岸国立公園	※鳥取砂丘休憩舎整備	鳥取市	休憩舎兼公衆便所 木造平屋 A = 126m ² 駐車場 A = 436m ²	44,900
	山陰海岸国立公園	※山陰海岸自然科学館展示整備	岩美町	活魚水槽、トライブジョン カフーコルトン	7,000
	小計	※(財)日本宝くじ協会助成事業			375,910
平成元	大山隠岐国立公園	大山駐車場整備	大山町	屋内駐車場(第2期) 鉄骨造2階3層 A = 5,322m ² 259台	254,085
	大山隠岐国立公園	※大山自然科学館整備	大山町	マルチ映像ホール増設 RC造 128m ² マルチスライドシステム等 一式	61,800
	小計	※(財)日本宝くじ協会助成事業			315,885
平成2	大山隠岐国立公園	大山頂上周回木道	大山町	木道 L = 332m W = 1.0~4.0m サイト造園 A = 305m ²	58,000
	小計				58,000
平成3	山陰海岸国立公園	浦富休憩舎改築事業	岩美町	休憩舎兼公衆便所 RC造 A = 130.0m ²	56,200
	大山隠岐国立公園	大神山公衆便所(便所再整備)改築事業	大山町	公衆便所 RC造 A = 40.32m ²	47,000
	小計				103,200
	大山隠岐国立公園	公衆便所再整備事業(間接補助事業-赤碕町)	赤碕町	公衆便所改築 木造 A = 44.8m ²	15,000
	小計				15,000
小計				118,200	
合 計				1,999,277	

(2) 県立公園(単県補助事業)

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和46	三朝東郷湖県立自然公園	打吹公園公衆便所	倉吉市	1棟 26m ²	1,000 ^{千円}
		馬の山車道	羽合町	L = 654m W = 4m	2,400
		鉢伏山駐車場	東郷町	面積 1,875m ² 収容力 バス5台、小型車52台	2,000

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
46	奥日野県立自然公園	滝山公園園地	日野町	歩道 826m 東屋 14m ² 3棟	2,600
	小計				8,000
昭和47	二朝東郷湖県立自然公園	打吹公園歩道	倉吉市	L = 491.7m W = 2.0m	1,000
	奥日野県立自然公園	滝山公園歩道	日野町	L = 516.8m W = 1.0m	1,800
	小計				2,800
48	三朝東郷湖県立自然公園	打吹公園歩道 三徳山歩道	倉吉市 三朝町	L = 465.8m W = 2.0m L = 314.8m W = 1.5m	1,000 2,400
	奥日野県立自然公園	滝山公園芝張	日野町	面積 1,508.6m ²	1,000
	小計				4,400
49	三朝東郷湖県立自然公園	打吹公園園地	倉吉市	歩道 L = 400m W = 1.5m 清掃設備、焼却炉 1基	2,000
	奥日野県立自然公園	滝山公園休憩舎	日野町	鉄骨カフトタンぶき 35m ² 簡易施設(ベンチ2基)	1,000
		石霞溪歩道	日南町	L = 700m W = 2.0m	3,500
小計				6,500	
50	奥日野県立自然公園	鶺鴒池公園歩道	日野町	L = 485.0m W = 1.5m	2,000
		石霞溪歩道	日南町	L = 110.2m W = 1.0m	1,500
小計				3,500	
51	奥日野県立自然公園	鶺鴒池園地	日野町	給水場 1基 給水管 200m 洗場 1か所	2,000
	小計				2,000
52	三朝東郷湖県立自然公園	大平山園地	倉吉市	遊歩道 L = 687.8m W = 1.5m 取付道路 L = 28.5m W = 2.0m 植栽(サクフ) 85本	3,000
	奥日野県立自然公園	鶺鴒池園地	日野町	整地 10,000m ² 便所 2棟	2,000
	小計				5,000

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 53	奥日野県立 自然公園	鶉ノ池園地	日野町	整地 9,860m ²	2,000
				芝張 1,220m ²	
	三朝東郷湖 県立自然公 園	大平山園地 浅津駐車場 三朝駐車場	倉吉市 羽合町 三朝町	広場整備 4,363m ²	2,000
				取付道 45m 排水溝 218m	
駐車場舗装 1,240m ²				2,000	
駐車場舗装 584m ²	2,000				
外柵 85m ² 案内板 1基					
小計				8,000	
54	三朝東郷湖 県立自然公 園	大平山園地 打吹公園 三朝園地	倉吉市 " 三朝町	駐車場造成 982m ²	2,000
				休憩所 39.29m ² 1棟	3,000
				休憩所 16.00m ² 1棟	2,000
小計				7,000	
55	三朝東郷湖 県立自然公 園	大平山園地	倉吉市	休憩所 22m ² 1棟	2,000
	奥日野県立 自然公園	鶉ノ池車道	日野町	車道舗装 L = 450m W = 3.5m	5,630
小計				7,630	
56	三朝東郷湖 県立自然公 園	大平山園地	倉吉市	展望休憩所 鉄骨造 33.9m ²	5,200
	奥日野県立 自然公園	鶉ノ池車道 花見山駐車場	日野町 日南町	車道舗装 L = 458m W = 3.5m 駐車場 866m ²	4,000 6,000
小計				15,200	
57	三朝東郷湖 県立自然公 園	今滝歩道	東郷町	歩道 L = 237m W = 1.5m	5,000
				休憩所 キ木造 4m ²	
	奥日野県立 自然公園	鶉ノ池便所	日野町	公衆便所 C B造 18.6m ²	2,500
小計				7,500	
58	三朝東郷湖 県立自然公 園	大平山園地	倉吉市	修景伐 3,099m ²	3,000
				歩道 L = 138m W = 2.0m	
	ネットフェンス H = 3.0m L = 40m ほか				
奥日野県立 自然公園	鶉ノ池野営場	日野町	アントサイト 4,586m ² 炊事棟 24m ²	5,000	
小計				8,000	

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 59	三朝東郷湖 県立自然公園	大平山園地	倉吉市	園地整備 修景伐 歩道 ヘンチ 植栽 A = 7,399 m ² L = 230 m W = 1.5 m 15基 7本	2,400
	西因幡県立 自然公園	勝山城跡歩道	気高町	歩道整備 歩道 休憩舎 L = 115 m (150段) W = 1.0 m 木造 A = 8.0 m ²	2,929
	奥日野県立 自然公園	鶉ノ池園地	日野町	園地整備 歩道 休憩舎 L = 110 m W = 1.5 m 木造 A = 12 m ²	2,400
	小計				7,729
60	三朝東郷湖 県立自然公園	大平山園地	倉吉市	園地整備 園地造成 階段工 2,364.45 m ² 23.8 m (44段)	3,300
	西因幡県立 自然公園	長尾鼻園地	青谷町	園地整備 歩道改良舗装 L = 91.0 m W = 1.0 m	2,700
	小計				6,000
61	三朝東郷湖 県立自然公園	大平山園地	倉吉市	園地整備 園地造成 遊歩道 A = 2,935 m ² L = 40 m W = 2.0 m	2,000
	西因幡県立 自然公園	長尾鼻園地	青谷町	園地整備 歩道改良舗装 L = 210 m W = 1.0 m	2,424
	奥日野県立 自然公園	塔の峰公園	日野町	公衆便所 CB造 A = 17 m ²	2,000
	小計				6,424
62	三朝東郷湖 県立自然公園	小鹿溪歩道	三朝町	探勝歩道 L = 291 m W = 1.0 ~ 1.5 m	10,000
	西因幡県立 自然公園	姉泊海岸便所	気高町	公衆便所 CB造 A = 12.9 m ²	2,814
	〃	長尾鼻園地	青谷町	歩道改良舗装 L = 200 m W = 1.0 m	2,700
	奥日野県立 自然公園	塔の峰公園	日野町	給排水施設 L = 342 m ポンプ、水飲み	2,000
	小計				17,514
63	三朝東郷湖 県立自然公園	小鹿溪歩道	三朝町	探勝歩道 L = 434 m W = 1.5 m	8,000

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 63	西因幡県立 自然公園	鷲峰山野営場	鹿野町	公衆便所 木造汲取式 A=23m ²	3,000 ^{千円}
	奥日野県立 自然公園	花見山歩道	日南町	登山歩道 L=592m W=1.5m	3,000
	小 計				14,000
平成 元	三朝東郷湖 県立自然公園	小鹿溪歩道	三朝町	探勝歩道 L=242.9m W=1.0~1.5m	7,004
	〃	太平山園地	倉吉市	園地整備 アンスサイト 7基	3,000
	奥日野県立 自然公園	花見山歩道	日南町	登山歩道 L=652m W=1.5m	3,166
	小 計				13,170
平成 2	西因幡県立 自然公園	勝山城跡歩道	気高町	歩道整備 歩 道 L=115m W=1.0~1.5m 休 憩 舎 木造 A=10.5m ²	3,501
	〃	鷲峰山登山道	鹿野町	登山道新設 L=489.5m W=1.0~1.5m	4,391
	奥日野県立 自然公園	塔の峰公園	日野町	休 憩 舎 木造 A=20.0m ²	2,500
	小 計				10,392
平成 3	西因幡県立 自然公園	鷲峰山登山道	鹿野町	登山道新設 L=815.8m W=1.0m	4,199
	奥日野県立 自然公園	塔の峰公園	日野町	防護柵 77m ケーブル、ベンチ 1式	4,223
	奥日野県立 自然公園	花見山休憩舎	日南町	休 憩 舎 木造 A=16.0m ²	2,005
	小 計				10,427
合 計					171,186

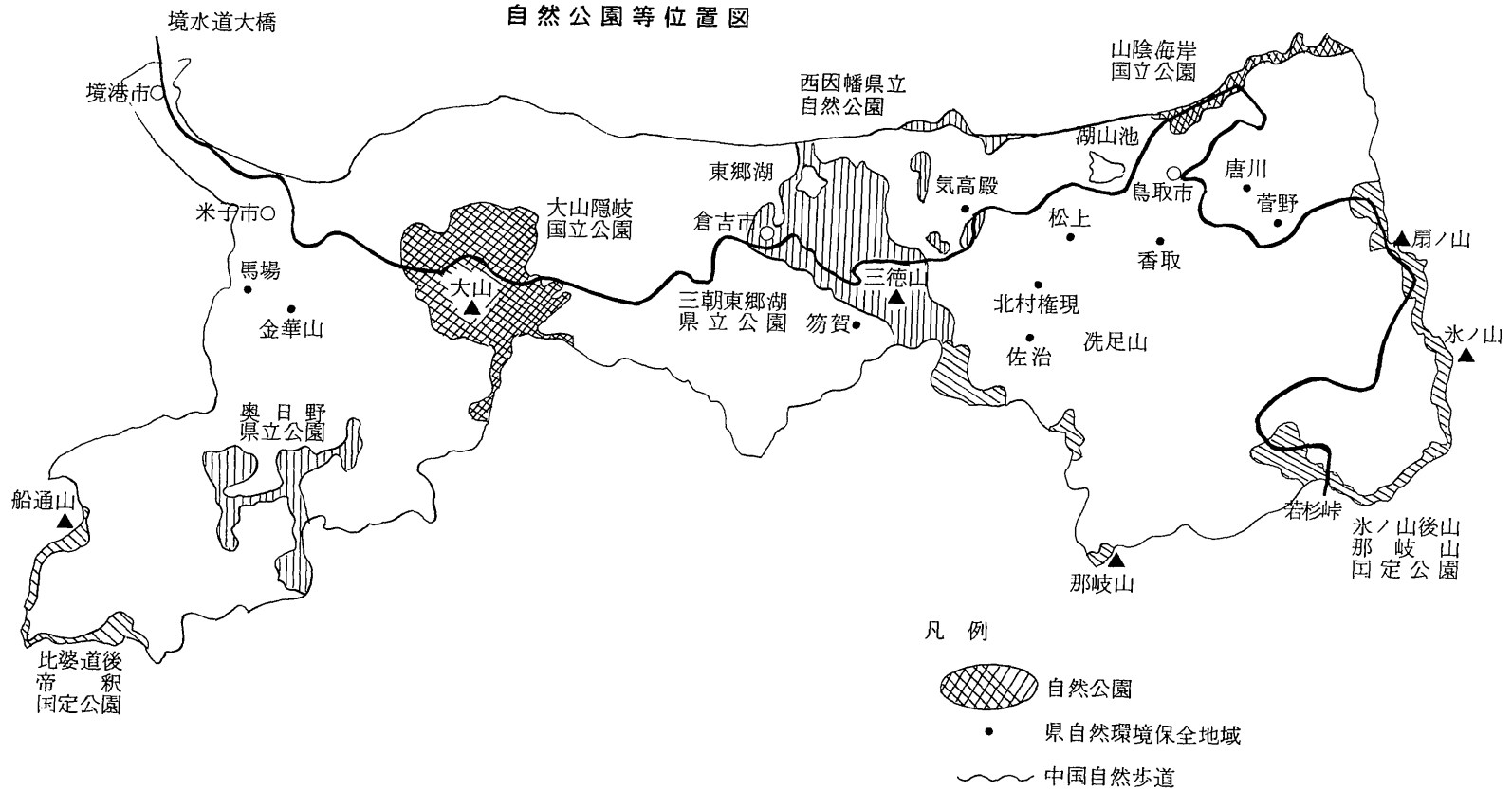
(3) 中国自然歩道

年度	整備路線名	事業所	事業内容	事業費
昭和 52	川床 一向平線	大山町 東伯町	歩道改良 L=9,039m W=1.5m 吊 橋 L=45m W=1.0m (大山隠岐国立公園内)	29,800 ^{千円}
	岩戸 大谷線	岩美町 福部村	歩道新設 L=2,650m W=1.5m 休 憩 所 1棟 28m ² 公衆便所 2棟 49m ² (山陰海岸国立公園内)	30,200
	小 計			60,000
53	川床 赤松線	大山町	歩道新設 L=649m W=1.5m 休 憩 所 1棟 28m ² 歩道改良 L=3,967m W=1.5m (大山隠岐国立公園内)	27,200

年度	整備路線名	事業か所	事業内容	事業費
昭和 53	雨滝 扇ノ山線	国府町 岩美町	歩道新設 L = 5,552m W = 1.0~1.5m 歩道改良 L = 5,500m W = 1.0~1.5m 橋 L = 10m W = 1.5m 休憩所 1棟 55m ² (水ノ山後山那岐山国定公園内)	32,800
	小 計			60,000
54	雨滝 大谷線	鳥取市 国府町 岩美村 福部村	歩道新設 L = 6,921m W = 1.0m 標識区間 46.5Km 休憩所 4棟 51m ² 公衆便所 1棟 20m ² (公園外)	45,000
	一向平 三朝線	倉吉市 東伯町 関金町 東郷町 三朝町	歩道新設 L = 2,700m W = 1.5m 標識区間 46.0Km 休憩所 2棟 22m ² 公衆便所 3棟 37m ² (公園外)	36,000
	小 計			81,000
55	岩戸 浜坂線	福部村 鳥取市	標識区間 6.3Km 公衆便所 1棟 16m ² (山陰海岸国立公園内)	7,000
	浜坂 三朝線	鳥取市 鹿野町 三朝町	歩道新設 L = 6,000m W = 1.0m 標識区間 45.5Km 休憩所 2棟 26m ² 公衆便所 1棟 12m ² (公園外)	52,800
	小 計			59,800
56	芦津 三滝奥線	智頭町	歩道(改良) L = 2,912m W = 1.5m 標識区間 5.0Km 休憩所 杉木造 19.8m ² (水ノ山後山那岐山国定公園内)	17,600
	広留野 扇ノ山線	若桜町	歩道(改良) L = 1,088m W = 1.5m 標識区間 1.5Km (水ノ山後山那岐山国定公園内)	7,200
	芦津・広留野線	智頭町 八東町 若桜町	歩道(改良) L = 10,017m W = 1.5m 標識区間 21.0Km 休憩所 杉木造 19.8m ²	33,900
	小 計			58,700
57	金門・寂静線	大山町	歩道(改良) L = 1,087m W = 1.0~1.5m 休憩所 木造 12.6m ² (大山隠岐国立公園内)	5,000

年度	整備路線名	事業か所	事業内容	事業費
昭和 57 (事業完了)	狩谷山・若杉峠	若桜町	歩道(新設) L = 3,857m W = 1.5m (氷ノ山後山那岐山国定公園内)	11,400
	三滝奥・狩谷山	智頭町	歩道(新設) L = 2,169m W = 1.5m 標識区間 L = 3.6km (公園外)	7,500
	赤松 境水道大橋	大山市 米子市 境港市	標識区間 L = 38km 休憩所 杉木造 18m ² 2棟 (公園外)	11,100
	小計			35,000
合計				354,500

自然公園等位置図



資料2 自然科学館の利用状況

(単位 人)

施設名 年度	大山自然科学館	山陰海岸自然科学館	計
51	25,950	—	25,950
52	33,940	—	33,940
53	31,815	—	31,815
54	35,290	—	35,290
55	33,100	—	33,100
56	33,490	11,604	45,094
57	37,670	14,636	52,306
58	37,760	11,572	49,332
59	45,505	9,750	55,255
60	56,906	10,322	67,228
61	64,389	12,435	76,824
62	65,600	13,046	78,646
63	67,792	19,413	87,205
元	75,598	14,974	90,572
2	87,247	13,872	101,119
3	73,530	15,772	89,302

資料3 温泉資源保全調査状況

温泉地名	調査状況	調査年度	調査内容	調査費 (千円)
皆	生	昭和52年度～54年度	調査 試験井掘削(3井)	35,700
三	朝	昭和55年度～56年度	調査 試験井掘削(5井)	37,351
東郷・羽合		昭和56年度～58年度	調査 試験井掘削(6井)	70,480
浜	村	昭和58年度～60年度	調査 試験井掘削(5井)	36,298
関	金	昭和60年度～62年度	調査 試験井掘削(4井)	48,268
鹿	野	昭和62年度～平成元年度	調査 試験井掘削(4井)	48,414
岩	井	平成元年度～平成3年度	調査 試験井掘削(3井)	43,976
吉	岡	平成3年度～平成5年度	調査 試験井掘削(4井)	59,210

資料4 自然環境保全基礎調査実施状況

区 分		実 施 期 間	実 施 箇 所 数	調 査 箇 所 名		
調 査 回 数	調 査 名					
第1回	植 生 調 査	昭和 48年度	15	意上奴神社社叢、松上神社社叢、菅野、酒賀神社、籠津海岸、長田神社社叢、花倉山、別所、金谷川、解脱寺、上阿毘縁神社社叢、唐川、洗足山、御熊、小河内		
	動 物 調 査			4	金谷川、別所、唐川、瓜谷	
	地 形 地 質 調 査				6	菅野、籠津海岸、高清水高原 人形峠、稲葉山 宮ノ下、佐治谷、金華山
第2回	植 生 調 査	昭和 53年度	11	長尾鼻、新田、八葉寺川、虫井神社、赤蔵神社、扇ノ山、泊海岸、田代、曾谷、金ヶ谷山、坂田 南田神社		
	特 定 植 物 群 落 調 査			54年度	60	須賀の山(氷ノ山)の自然林
		須賀の山古敷岩の風衝低木群落	倉田八幡宮の社叢			
		甘露神社のスタシイ二次林	意上奴神社社叢			
		浦富海岸のクロマツ林	松上神社のスタンイーサカキ林			
		南田神社社叢	矢橋神社社叢			
		陣鉢山周辺の自然林	鷲峰神社社叢			
		唐川湿原植生	高鉢山北谷の自然林			
		唐川のモミ林	犬山神社社叢			
		宇部神社社叢	那岐山の風衝低木林			
		鳴滝山の自然林(トチノキスキ・サワグルミ・フナ)	那岐山山頂草原			
		赤蔵神社社叢	金山神社社叢			
		虫井神社社叢	三徳山の自然林(Ⅰ)			
		椎谷神社社叢	三徳山の自然林(Ⅱ)			
		久松山のスタシイ林	倭人神社社叢			
鳥取砂丘植生	波々伎神社社叢					

				<table border="1"> <tbody> <tr><td>打吹山のスダジイ林</td><td>日野町秋縄のケヤキ林</td></tr> <tr><td>御崎のハマヒサカキ群落</td><td>別所のコナフーソヨコ林</td></tr> <tr><td>甲ヶ山周辺の自然植生</td><td>大木屋神社社叢</td></tr> <tr><td>地獄谷のミズナースワグルミ群落</td><td>大宮神社のモミ林</td></tr> <tr><td>烏ヶ山のミヤマハンノキ林</td><td>石霞溪のアカマツ林</td></tr> <tr><td>甲川のイヌシゲ林</td><td>三栄のケヤキ林</td></tr> <tr><td>甲川のサワグルミ林</td><td>日谷神社社叢</td></tr> <tr><td>甲川のクマシゲ林</td><td>下阿毘縁神社社叢</td></tr> <tr><td>大崎大神山神社のスキ林</td><td>砥破神社のクローコナフ林</td></tr> <tr><td>大山山頂部の自然草地植生</td><td>扇ノ山のブナ林</td></tr> <tr><td>大山山頂部付近の自然低木林</td><td>菅野湿原</td></tr> <tr><td>大山の中腹自然林</td><td>三国山のブナ林</td></tr> <tr><td>長田神社社叢</td><td>洗足山のヒノキーヒメコマツ林</td></tr> <tr><td>粟島神社社叢</td><td>花倉山の自然林</td></tr> <tr><td>金毘羅神社社叢</td><td>田代の風衝草原</td></tr> </tbody> </table>	打吹山のスダジイ林	日野町秋縄のケヤキ林	御崎のハマヒサカキ群落	別所のコナフーソヨコ林	甲ヶ山周辺の自然植生	大木屋神社社叢	地獄谷のミズナースワグルミ群落	大宮神社のモミ林	烏ヶ山のミヤマハンノキ林	石霞溪のアカマツ林	甲川のイヌシゲ林	三栄のケヤキ林	甲川のサワグルミ林	日谷神社社叢	甲川のクマシゲ林	下阿毘縁神社社叢	大崎大神山神社のスキ林	砥破神社のクローコナフ林	大山山頂部の自然草地植生	扇ノ山のブナ林	大山山頂部付近の自然低木林	菅野湿原	大山の中腹自然林	三国山のブナ林	長田神社社叢	洗足山のヒノキーヒメコマツ林	粟島神社社叢	花倉山の自然林	金毘羅神社社叢	田代の風衝草原
打吹山のスダジイ林	日野町秋縄のケヤキ林																																	
御崎のハマヒサカキ群落	別所のコナフーソヨコ林																																	
甲ヶ山周辺の自然植生	大木屋神社社叢																																	
地獄谷のミズナースワグルミ群落	大宮神社のモミ林																																	
烏ヶ山のミヤマハンノキ林	石霞溪のアカマツ林																																	
甲川のイヌシゲ林	三栄のケヤキ林																																	
甲川のサワグルミ林	日谷神社社叢																																	
甲川のクマシゲ林	下阿毘縁神社社叢																																	
大崎大神山神社のスキ林	砥破神社のクローコナフ林																																	
大山山頂部の自然草地植生	扇ノ山のブナ林																																	
大山山頂部付近の自然低木林	菅野湿原																																	
大山の中腹自然林	三国山のブナ林																																	
長田神社社叢	洗足山のヒノキーヒメコマツ林																																	
粟島神社社叢	花倉山の自然林																																	
金毘羅神社社叢	田代の風衝草原																																	
	地形 地質 調 査		3	長尾鼻、泊海岸、曾谷																														
	海域生物 環境調 査		5	小鴨が磯、御崎、酒ノ津、赤碓港、東坪																														
第3回	植生調査	昭和58年度 、 62年度	32	扇ノ山、陣鉢山、不動カ嶽、菅沢、神戸上桑平峠、河合谷高原、鳥越峠、大木屋神社、三栄、城山、高尾神社裏、楽々福祉社、城山、滝山公園、扇ノ山、陣鉢山、河合谷高原、印賀大向、与一谷、河合谷高原、日野川、阿毘縁、御墓原、倉谷、日野川、孝霊山、楨原、一ノ投、福頼、荻名、馬佐良、落合																														
	特定植物 群落生 育 調 査		7	浦富熊野神社社叢、坂ノ谷神社照葉樹林、樗谿公園モミ林、東大山域ヒメコマツ群落、東大山域クロソヨゴ低木群落、黒坂キンツツシ群落、金華山熊野神社社叢																														

	特定植物群落調査 (追跡調査)		60	第2回の特定植物群落調査地点
	特定植物群落調査 (追加群落)		8	甕山コナファーナ林、久松山アヘマキ林、日吉神社スタンイ林、伏野神社スタンイ林、権現の森、三滝溪谷フナ林、大山、スナフ、三滝溪谷のスキージャクナケ群落
	特定植物群落調査 (生育状況調査群落)		8	唐川湿原植生、久松山スタンイ林、鳥取砂丘の植生、大山寺大神山神社スキ老齡林、大山中腹の自然林、大山ズナフ、権現の森、大山山頂部付近の自然草原
	湖沼 河川 調 査		6	多鯰ヶ池、湖山池、東郷池、千代川、天神川、日野川
	海域生物 環境調 査		3	赤碓港、酒ノ津、東坪
第4回	巨樹巨木林 調 査	昭 和 63年度 }	517	地上 130 cm の位置の幹周が 300 cm 以上の樹木 (巨樹) 及びこれらが複数生育する樹林 (巨木林)
	28		藁場 (23カ所) 陸上、羽尾、網代・田後、大谷、岩戸、梅土島、酒ノ津、長尾鼻 (気高町)、長尾鼻 (青谷町)、井手、小浜、泊、宇野 (泊村)、宇野 (羽合町)、逢東、八橋、別所、赤碓、御崎、塩津、下木料、御来屋、富長、平田、淀江 干舟 (5カ所) 豊成 下木料、真子川、下坪、御来屋、彦名干拓地	
	身近な生き 物 調 査		(参加者) 895人	広く自然愛好者の参加を得て、「身近な動植物」の分布や生態を調べ、国土や身近な自然を診断
	植生調査		全 県	第2回及び第3回自然環境保全基礎調査の結果により作成した植生図を修正
	湖沼調査		3	多鯰ヶ池、湖山池、東郷池

資料5 自然解説実績

年度	大山自然解説		山陰海岸自然解説	
	日数	参加者	日数	参加者
52	31	801	—	—
53	31	1,233	—	—
54	40	1,269	—	—
55	40	1,593	—	—
56	40	1,561	—	—
57	40	1,015	9	200
58	42	1,417	9	165
59	55	2,420	9	178
60	55	2,208	8	247
61	54	2,312	10	302
62	55	2,080	9	287
63	55	2,254	9	292
元	53	2,250	8	285
2	52	2,291	7	292
3	55	2,341	7	224

資料6 自然保護研修実績

年度	研修の名称	場所	参加者 (生徒) 人
56	自然保護研修	船上山少年自然の家	43
57	〃	〃	41
58	〃	〃	38
59	自然を守る少年教室	〃	43
60	〃	〃	30
61	〃	〃	37
62	少年少女自然保護協力員養成研修	大山青年の家	38
63	〃	〃	40
元	〃	〃	40
2	〃	〃	40
3	〃	〃	39

資料7 平成2年度常時監視測定結果の他県との比較

1 概 要

平成2年度に中国5県で行われた環境大気測定局の測定結果のうち、環境基準物質について比較したものである。

各物質（二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント）についての比較は表1～表5のとおりである。

注1 各表中数値は、平成2年度「一般環境大気測定局測定結果報告」環境庁大気保全局大気規制課編平成3年12月から抜粋。

注2 局数について、下段（ ）内は設置市町村の数。

注3 複数局ある場合は、測定結果の最小局と最大局の測定数値を掲げた。

2 各物質の比較

表1～表5のとおり。

表1 二酸化いおうの比較

都道府県	区分 局数	年平均値	1時間値が0.1 ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04 ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値
		(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)
鳥取	3 (3)	0.004	0	0	0	0	0.039	0.008
		0.005					0.060	0.011
島根	2 (2)	0.004	0	0	0	0	0.022	0.008
		0.005					0.062	0.011
岡山	56 (14)	0.003	0	0	0	0	0.023	0.006
		0.011					2	0.193
広島	45 (20)	0.004	0	0.1	0	0	0.026	0.007
		0.011					6	1
山口	38 (13)	0.003	0	0	0	0	0.030	0.006
		0.008					2	0.193

表2 一酸化炭素の比較

都道府県	区分 局数	年平均値 (ppm)	8時間値が20 ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10 ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)
			(回)	(%)	(日)	(%)		
鳥取	2 (2)	0.4	0	0	0	0	3.0	0.7
							3.1	0.8
島根	1 (国設)	0.3	0	0	0	0	1.6	0.5
岡山	1 (国設)	0.6	0	0	0	0	4.4	1.5
広島	1 (国設)	0.2	0	0	0	0	1.2	0.5
山口	4 (3)	0.6	0	0	0	0	4.2	1.2
		1.3					5.9	2.1

表3 浮遊粒子状物質の比較

都道府県	区分 局数	年平均値 (mg/m^3)	1時間値が0.20 mg/m^3 を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m^3 を超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (mg/m^3)	日平均値の2%除外値 (mg/m^3)
			(時間)	(%)	(日)	(%)		
鳥取	2 (2)	0.023	0	0	0	0	0.128	0.054
		0.030			1	0.3	0.165	0.070
島根	2 (2)	0.015	0	0	0	0	0.112	0.039
		0.026	9	0.1	2	0.5	0.251	0.066
岡山	50 (14)	0.025	0	0	0	0	0.134	0.063
		0.057	49	0.6	32	8.8	0.411	0.130
広島	36 (17)	0.026	0	0	0	0	0.158	0.057
		0.053	45	0.5	21	5.8	0.386	0.121
山口	31 (12)	0.025	0	0	0	0	0.197	0.061
		0.047	48	0.6	12	3.4	0.485	0.108

表4 窒素酸化物の比較

区分 都道府県局数		一酸化窒素 (NO)			二酸化窒素 (NO ₂)				窒素酸化物 (NO + NO ₂)					
		年平均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	年平均値 (ppm)	日平均値が0.06 ppmを超えた日 数とその割合		1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	年平均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	NO ₂ /NO+NO ₂ (%)	
						(日)	(%)							
鳥取	2 (2)	0.003	0.053	0.009	0.008	0	0	0.054	0.017	0.011	0.093	0.025	68.9	
		∧	∧	∧	∧			∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧
		0.006	0.131	0.016	0.013			0.069	0.025	0.018	0.171	0.042	73.6	
島根	2 (2)	0.002	0.025	0.005	0.005	0	0	0.036	0.010	0.007	0.051	0.014	65.9	
		∧	∧	∧	∧			∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧
		0.003	0.045	0.006	0.006			0.036	0.013	0.008	0.068	0.017	72.2	
岡山	45 (14)	0.004	0.068	0.017	0.010	0	0	0.047	0.023	0.014	0.104	0.037	36.3	
		∧	∧	∧	∧			∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧
		0.028	0.324	0.093	0.025			0.107	0.043	0.045	0.341	0.121	74.4	
広島	44 (20)	0.002	0.038	0.006	0.006	0	0	0.038	0.015	0.007	0.061	0.019	32.8	
		∧	∧	∧	∧			∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧
		0.033	0.302	0.077	0.026			0.091	0.045	0.049	0.398	0.115	80.8	
山口	27 (13)	0.003	0.074	0.011	0.009	0	0	0.048	0.022	0.013	0.123	0.034	51.2	
		∧	∧	∧	∧			∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧
		0.020	0.299	0.066	0.023			0.117	0.041	0.042	0.371	0.104	76.4	

(注) ガルツマン係数 0.84 の吸光光度法で測定した結果

表5 オキシダントの比較

都道府県	区分 局数	昼間測定 日数	昼間測定 時間	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppm以上の日 数と時間数		昼間の1 時間値の 最高値	昼間の日 最高1時 間値の年 平均値
		(日)	(時間)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
鳥取	2 (2)	311	4,479	16	88	0	0	0.088	0.038
		{ 347	{ 5,058	{ 50	{ 270			{ 0.093	{ 0.048
島根	2 (2)	341	4,998	31	148	0	0	0.085	0.041
		{ 357	{ 5,234	{ 85	{ 582			{ 0.102	{ 0.052
岡山	38 (13)	240	3,533	30	100	0	0	0.096	0.030
		{ 365	{ 5,436	{ 133	{ 711	{ 13	{ 36	{ 0.220	{ 0.057
広島	32 (15)	322	4,660	32	102	0	0	0.100	0.037
		{ 365	{ 5,379	{ 132	{ 716	{ 12	{ 34	{ 0.172	{ 0.057
山口	19 (13)	277	4,011	18	45	0	0	0.093	0.036
		{ 365	{ 5,387	{ 79	{ 379			{ 0.116	{ 0.049

3 大気環境濃度測定結果と環境基準との評価方法

評価項目	評価方法	
二酸化いおう	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppmを超えないこと。	
光化学オキシダント	昼間（5時から20時まで）の1時間値が0.06ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.1mg/m ³ 以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が、10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値（1日を3回の時間帯に区分した場合の8時間平均値）が20ppm以下であること。	

資料8 ばい煙発生施設に対するばいじんの排出基準の概要 (県内該当施設)

令項別表番 第一号	施設の種類	排出基準値 (g/Nm ³)			標準酸素 濃度 On (%)	備考
		区分 規模 (万Nm ³ /H)	既 設	新 設		
1	カス専焼	4以上	0.05	0.05	5	◎当分の間On=Os
		4未満	0.10	0.10		
	ボ 重油その他液体 専焼並びにガス 及び液体の混焼	20以上	0.07	0.05	4	
		4~20	0.18	0.15	4	
		1~4	0.25	0.25	4	
		1未満	0.30	0.30	◎ 4	
	イ 紙パルプの製 造に伴う黒夜燃 焼	20以上	0.20	0.15	Os	
		4~20	0.35	0.25		
		4未満	0.30	0.30		
	石炭燃焼	20以上	0.15	0.10	6	
		4~20	0.25	0.20		
		4未満	0.35	0.30		
1	低カロリ- 石炭燃焼	-	△0.70	-	Os	△5,000 Kcal/Kg未満のもの
	触媒再生塔付属	-	0.30	0.20	4	◎当分の間On=Os
	前記を除く	4以上	0.30	0.30	◎ 6	(注) 小型ボイラーで60.99以前に設置 されたもの及びガス、灯油、軽油、 A重油を使用するものは適用しな い。そのほかのものは、それぞれ 最小規模の基準(ただし65.99ま でに設置されたものは0.5g/N m ³)
4未満		0.40				
2	ガス発生炉	-	0.05	0.05	7	
	ガス加熱炉	-	0.10	0.10	7	
5	全属溶解炉	4以上	0.10	0.10	Os	※アルミウム用反射炉は当分の 間0.30
		4未満	※0.20	※0.20		
6	金属加熱炉	4以上	0.15	0.10	◎ 11	◎当分の間On=Os
		4未満	0.25	0.20		
7	石油加熱炉	4以上	0.10	0.10	6	※潤滑油製造用で1万Nm ³ /H未 満のものは当分の間0.18
		4未満	※0.15	0.15		

令項別表番第一号	施設の種類		排出基準値 (g/Nm ³)			標準酸素濃度 On (%)	備考
			区分 規模 (万Nm ³ /H)	既 設	新 設		
9	焼 成 炉	石灰焼成炉	—	0 30	0 30	15	◎当分の間 On = Os
		土 中 釜	—	0 40	0 40	15	
		セメント焼成炉	—	0 10	0 10	10	
	耐 火 物 原 料 又 は 耐 火 レ ン ガ 製 造 用	4 以 上	0 10	0 10	18		
		4 未 満	0 20	0 20			
		前 記 を 除 く	4 以 上	0 15		0 15	
		4 未 満	0 25	0 25	◎ 15		
11	乾 燥 炉	4 以 上	0 15	0 15	16	★ 1 万 Nm ³ /H 未 満 は 0.35	
		4 未 満	★ 0 30	0 20			
		骨材乾燥炉	—	※ 0 50	0 50	16	※ 2 万 Nm ³ /H 未 満 は 0.60
13	廃 棄 物 焼 却 炉		—	0 50	0 50	◎ 12	◎ 当分の間 On = Os
	連 続 炉	4 以 上	0 15	0 15	◎ 12	◎ 当分の間 On = Os	
4 未 満		0 50	0 50				
29	カ ス タ ー ビ ン	常 用	—	△	0 05	16	△ 当分の間適用猶予
		非 常 用	—	△	△	—	
30	ディーゼル 機 関	常 用	—	△	0 10	13	△ 当分の間適用猶予
		非 常 用	—	△	△	—	
31	カ ス 機 関	常 用	—	0 05	0 05	0	△ 当分の間適用猶予
		非 常 用	—	△	△	—	
32	ガ ソ リ ン 機 関	常 用	—	0 05	0.05	0	△ 当分の間適用猶予
		非 常 用	—	△	△	—	

- (注) 1 上表区分の既設は昭和57年5月31日までに(ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年1月31日)設置又は着工されたもので、新設は昭和57年6月1日以降に(ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年2月1日)設置されたものである。
- 2 熱源として電気を使用するもの及び上表で標準酸素濃度 On か Os となっているものは、標準酸素濃度補正方式を適用しない。
- 3 項番号11の乾燥炉で、直接熱風乾燥型のものは標準酸素濃度を Os とする。
- 4 はいじん量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C はいじん量 (g/Nm³)
 O_n 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (%)
 O_s 測定時の酸素濃度 (%)
 C_s 測定時のはいじん量 (g/Nm³)

令項別表番第一号	施設の種類	排出基準値 (ppm)								標準酸素濃度 On (%)	備考
		設置年月日 48・8・9 以 前	4850 812	5052 126	5254 68	5458 89	5862 93	62 4	62 以降		
9	石灰焼成炉のうちカス燃焼ロータリーキルン	—	300	300	300	300	250	250	250	15	
	その他の焼成炉及び熔融炉	—	200	200	200	200	180	180	180		
11	乾燥炉	—	250	250	250	250	230	230	230	16	
13	廃棄物焼却炉(連続炉に限る)	4以上 4未満	} 300	} 300	} 300	250 300	} 250	} 250	} 250	12	
	廃棄物焼却炉(連続炉を除く)	4以上 4未満				— —					— —

(注) 1 熱源として電気を使用するものについては、適用しない。

2 排出基準値は、次式により算出する。

$$\text{窒素酸化物濃度 (ppm)} = \frac{21 - O_n}{21 - \text{酸素測定濃度、} O_s (\%)} \times \text{窒素酸化物測定濃度 (ppm)}$$

ただし、酸素測定濃度が、20%を超える場合にあっては、20%とする。

3 小型ボイラーにあっては、60.9.10以降設置されたものに適用する。

なお、軽質液体燃料を使用する小型ボイラーには適用しない。

資料10 ガスタービン及びディーゼル機関に係る窒素酸化物の排出基準

令項別表番第一号	施設の種類	排出基準値 (ppm)						標準酸素濃度 On (%)	備考			
		既設	新設									
29	ガスタービン	常用	△	・70ppm 但し燃料種別及び規模に応じた段階的規制						16	△ 当分の間 適用猶予	
				液体	設置時期		63.2.1~ 64.7.31	64.8.1~ 66.1.31	66.2.1~			
					排ガス量	45,000Nm ³ /h未満	120	100	70			
					45,000Nm ³ /h以上	100	100	70				
気体	45,000Nm ³ /h未満	90	70	70								
		非常用	△	△					—			
30	ディーゼル機関	常用	△	950ppm 但し、シリンダー内径400mm以上の大型機関は、 63.2.1~64.7.31 1,600ppm 64.8.1~66.1.31 1,400" 66.2.1~当分の間 1,200" 対策技術評価後 950"						13	△ 当分の間 適用猶予	
		非常用	△	△								—

(注) 上表区分の既設は昭和63年1月30日までに設置又は着工されたもので、新設は、昭和63年2月1日以降に設置されたもの。

資料11 ガス機関及びガソリン機関に係る窒素酸化物の排出基準

令別表 番号 第一号	排 出 基 準 値 (ppm)					標準酸 素濃度 On (%)	備 考
	設置年月日 施設の種類の	63 1 31 以 前	63 2 1 31 H3 1 31	H3 2 1 31 H6 1 31	H6 2 1 以 後		
31	カス機関	常用	◎ 2,000	○ 2,000	1,000	600	0
		非常用	△	△	△	△	
32	カソリン 機 関	常用	◎ 2,000	○ 2,000	1,000	600	0
		非常用	△	△	△	△	

(注) ◎平成5年1月31日まで適用猶予

○平成3年7月31日まで適用猶予

△当分の間適用猶予

資料12 大気汚染防止法第18条の3の総理府令で定める一般粉じん発生施設の管理基準

(施行規則第16条 昭和46.6.22)

令別法第2 の項番号	一般粉じん 発生施設	規 模	管 理 基 準
1	コークス炉	原料処理能力 が1日当たり 50 t以上であ ること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、カイト車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、カイト車又はカイト車の走行する炉床の強度が小さいこと、カイト車の軌条の幅が狭いこと等によりカイト車にフードを設置することか著しく困難である場合は防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物(コークス を含み、石綿を 除く。以下同じ) 又は土石の堆積 場	面積か1,000 m ² 以上であ ること。	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の1に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

令別表第2 の施設番号	一般粉じん 発生施設	規 模	管 理 基 準
3	ヘルトコンベア 及びバケットコ ンベア（鉱物、 土石又はセメン トの用に供する ものに限り、密 閉式のものを除 く。）	ヘルトの幅か 75 cm以上で あるか 又は バケットの内 容積が0.03 m ³ 以上であ ること。	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の1に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破碎機及び摩砕 機（鉱物、岩石 又はセメントの 用に供するもの に限り、湿式の もの及び密閉式 のものを除く。）	原動機の定格 出力は75 kw 以上であるこ と。	<p>次の各号の1に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	ふるい（鉱物、 岩石又はセメン トの用に供する ものに限り、湿 式のもの及び密 閉式のものを除 く。）	原動機の定格 出力が15 kw 以上であるこ と。	5の基準は、「4の基準」と同じ。

資料13 特定粉じん発生施設の規制基準

令の二項番号 別表第二	特定粉じん発生施設	規 模	規 制 基 準
1	解 綿 用 機 械	原動機の定格出力が 3.7キロワット以上 であること。	大気中の石綿の濃度が1)トにつき10本。
2	混 合 機		
3	紡 織 用 機 械		
4	切 断 機	原動機の定格出力が 2.2キロワット以上 であること。	
5	研 磨 機		
6	切 削 用 機 械		
7	破 碎 機 及 び 摩 碎 機		
8	プレス（剪断加工 用のものに限る。）		
9	穿 孔 機		

(注) この表に掲げる施設は、石綿を含有する製品製造の用に供する施設に限り、湿式のものと密閉式のものを除く

資料14 航空機騒音に係る環境基準について

(昭和48.12.27)
環 告 154)

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、航空機騒音に係る基準について次のとおり告示する。

公害対策基本法第9条による騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値(単位 WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

(注) Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル（計量単位：デシベル）及び航空機の機数を記録するものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表とすると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表とすると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 航空機騒音の評価は、(1)のピークレベル及び機数から次の算式により1日ごとの値（単位 W E C P N L）を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

算 式

$$\overline{dB(A)} + 10 \lg N - 27$$

- (注) $\overline{dB(A)}$ とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前0時から午前7時までの間の航空機の機数を N_1 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を N_2 、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数を N_3 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を N_4 とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 3 N_3 + 10 (N_1 + N_4)$$

- (5) 測定機器は、日本工業規格C1502に定める指示騒音計若しくは国際電気標準会議 p u b / 179 に定める精密騒音計又はこれらに相当する測定機器を用いるものとする。

この場合において、聴感補正回路はA特性とし、また、動特性は緩 (s l o w) とする。

- 3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

- 1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善の目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場		直ちに	
	第三種空港及びこれに準ずるもの		
既設飛行場	第二種空港 (福岡空港を除く。)	A	5年以内
		B	10年以内
	新東京国際空港	5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。	
	第一種空港(新東京国際空港を除く)及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 2 10年以内に、75WECPNL未満とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。

備考 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。

2. 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。

3. 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。

3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じて、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

資料15 騒音規制法第2条第1項の政令で定める特定施設一覧

施設		備 考
施設の種別	機 械 名	
1 金属加工機械	イ 圧 延 機 械	原動機の定格出力の合計が22.5 kw以上のものに限る。 ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75 kw以上のものに限る。 矯正プレスを除く。 呼び加圧能力が30重量トン以上のものに限る。 原動機の定格出力が3.75 kw以上のものに限る。 タンプラスト以外ののものであって 密閉式のものを除く。 原動機の定格出力が7.5 kw以上のものに限る。 原動機の定格出力が7.5 kw以上のものに限る。 原動機を用いるものに限る。 気はうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。 混練機の混練重量が200 kg以上のものに限る。 ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5 kw以上のものに限る。 原動機の定格出力が2.25 kw以上のものに限る。 製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kw以上のものに限る。 製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kw以上のものに限る。 原動機の定格出力が2.25 kw以上のものに限る。 原動機を用いるものに限る。 シ ッ ト 式のものに限る。
	ロ 製 管 機 械	
	ハ ヘンティンクマシン	
	一 液 圧 プ レ ス	
	ホ 機 械 プ レ ス	
	ヘ セ ン 断 機	
	ト 鍛 造 機	
	チ ワイヤフォーミングマシン	
	ノ ブ ラ ス ト	
	ヌ タ ン プ フ ー	
	2 空気圧縮機及び送風機	
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機		
4 織 機		
5 建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	
	アスファルトプラント	
6 穀物用製粉機		
7 木材加工機械	イ トムバーカー	
	ロ チ ッ パ ー	
	ハ 碎 木 機	
	一 帯 の こ 盤	
	ホ 丸 の こ 盤	
	ヘ か ん な 盤	
8 抄 紙 機		
9 印 刷 機 械		
10 合成樹脂用射出成形機		
11 铸 型 造 型 機		

資料16 騒音規制法第2条第3項の政令で定める特定建設作業一覧

作 業	備 考
1 くい打機（もんけんを除く。）くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業。	くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2 びょう打機を使用する作業	
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。）を使用する作業	さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5 コンクリートプファント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプファント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業	モルタルを製造するためにコンクリートプファントを設けて行う作業を除く

資料17 振動規制法第2条第1項の政令で定める特定施設一覧

- 1 金属加工機械
 - (ア) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - (イ) 機械プレス
 - (ロ) せん断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）
 - (ハ) 鍛造機
 - (ニ) ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）
- 2 圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）

- 5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）
並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
- 6 木材加工機械
 - (ア) ドラムバーガー
 - (ロ) チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
- 7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳型造型機（ジルト式のものに限る。）

資料18 振動規制法第2条第3項の政令で定める特定建設作業一覧

- 1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい打機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
- 4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

資料19 公害関係事犯検挙状況

(平成3年中)

署別	法令法 処 理	廃棄物		水濁法		砂 利 採取法		河川法		と 畜 場 法		自 然 公園法		漁 業 法 等		海岸法		へい	獣	自然環	合 計	前 年		
		件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件		人	件	人
		件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件		人	件	人
岩美	10	9																			10	9	4	4
鳥取	15	16																			15	16	3	3
郡家	2	2																			2	2	1	3
智頭	1	2																			1	2		
浜村	3	7						1	0												4	7	4	4
倉吉	3	6																			3	6	3	3
八橋	8	10																			8	10	13	17
米子	2	2																			2	2	2	4
境港	1	1																			1	1		
溝口	1	4																			1	4	4	4
黒坂	4	2																			4	2		
合計	50	61						1	0												51	61	／	／
前年 同期	20	23						2	2					12	17						／	／	34	42

公害苦情取扱い状況

(平成3年中)

措置別	公害種別	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	その他	合計
			4		79			1	31	6	121
措 置 別	話しあっせん				9				2	4	15
	警告・指導				69				10	1	80
	検 挙								12		12
	他機関通報							1	3	1	5
	措置不能		4		1				3		8
	そ の 他								1		1
前年苦情受理件数					181			1	6	1	189